

下仁田町外国語指導助手派遣業務委託仕様書

発注者（下仁田町）と受注者（労働者派遣事業者）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣基本契約及び労働者派遣契約を締結する。その上で、受注者は、雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を、次のとおり派遣するものとする。

1 業務内容

（1）外国語指導助手業務

- ① 英語科・英語活動（外国語科・外国語活動：以下同じ）授業における指導補助とそのための打合せ
- ② 教材や試験、課題の作成、実施、評価の補助
- ③ 異文化理解、国際理解教育に関わる授業の指導補助
- ④ 授業場面以外での児童生徒との交流活動
- ⑤ 英語弁論大会や暗唱大会における指導及び審査
- ⑥ オーストラリア海外派遣事業にかかる指導補助
- ⑦ 下仁田町が行う教諭や児童生徒を対象とした研修会の企画及び補助
- ⑧ グローバルキャンプの企画及び補助

（2）学校職員としての業務

- ① 学校行事への参加及び補助
- ② 外国語科・外国語活動以外の授業における児童生徒の補助
- ③ 指揮命令者が指示する一般事務

（3）遵守事項

- ① 日本の学校教育について十分に理解し、日本の教育現場にふさわしい身だしなみや言動をとること。
- ② 派遣先の学校において職務に専念すること。
- ③ 教育委員会及び学校の信用を著しく傷つけ、またその不名誉となる行為をしないこと。

2 派遣先

下仁田町立下仁田中学校とする。

派遣のスケジュールは発注者と受注者が協議して決定する。

3 派遣期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日までとする。

4 派遣人数

1名

5 受注者（労働者派遣事業者）

下仁田町外国語指導助手派遣業務委託事業者プロポーザル選定委員会で決定された者

6 派遣先責任者

下仁田町立下仁田中学校校長

7 指揮命令者

業務内容に応じて、次に掲げる者の指示に従うこと。

（1）教育委員会業務

下仁田町教育委員会 教育課長

下仁田町教育委員会 学校教育係長

下仁田町教育委員会 学校教育係外国語指導助手事務担当者

（2）学校業務

下仁田町立下仁田中学校校長・教頭

下仁田中学校英語担当教諭

8 派遣の条件

（1）受注者は、次の要件を満たし、かつ、発注者が高い見識と専門性を備えたと認めた者を派遣労働者とする。

① 上記業務内容を適切に遂行でき、かつ、派遣期間において継続して勤務できること。

② 英語を母語とし、又は同等の能力を有すること。

③ 大学を卒業していること。

④ 外国語指導助手としての職務を理解しており、かつ、外国語教育及びその指導方法について十分な知識を有すること。

⑤ 心身ともに健康で自国及び日本国において犯罪歴の無いこと。

⑥ 日本国と日本語に関心があり、平易な打合せを日本語で行うことができ、また進んで日本国や日本語に対する理解を深めようとする意欲がある者であること。

⑦ 派遣先へ自力で通勤又は移動ができる者であること。

- (2) 受注者は、派遣期間において、派遣労働者がやむを得ず継続できない場合であっても、前任者の業務内容を交代日前に後任者に引き継がせる責務を負うなど、当該業務に中断が無いよう必要な措置を講ずること。なお、引き継がせる者（後任者）については、上記（１）の要件を満たす者とする。
- (3) 受注者は、派遣労働者が学校又は教育委員会において著しく不適當であると判断された場合は、派遣労働者への指導又は派遣労働者の交代を行うこと。
- (4) 受注者は、業務の継続に資するため、派遣労働者の生活全般に対して指導を行うこと。
- (5) 受注者は、派遣労働者が派遣先へ勤務するための交通手段の確保を行うこと。
- (6) 派遣労働者がやむを得ない理由で業務を遂行できない場合（疾病休暇、生理休暇、忌引き）、年間１０日までは業務委託料の範囲内で認めるものとする。業務を遂行できない日数が１０日を超えた場合、業務委託料の総額を派遣期間における出勤すべき日数で除した額に１０日を超えた欠勤日数を乗じた額を、契約最終月の支払時に差し引くものとする。

9 守秘義務

受注者及び派遣労働者は、業務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。派遣期間終了後も同様とする。

10 就業

- (1) 派遣校閉庁期間と休日（土曜日、日曜日、祝日及び群馬県民の日をいう。）を除く日。ただし、研修又はそれに関わる事業における業務についてはこの限りではない。また、派遣先の学校が休日に授業又は行事を行い、振替休業日を設ける場合には、それに合わせるものとする。
- (2) １日あたりの就業時間は午前８時１５分から午後４時１５分までのうち１日７時間とし、１時間は休憩時間とする。
- (3) 勤務日ごとの就業の開始時刻及び休憩時間は、派遣先責任者が決定する。

11 安全衛生

- (1) 労働安全衛生法及び派遣先の安全管理に関する規程によるものとする。
- (2) 受注者は、派遣労働者の健康の維持に努めるものとする。

12 報告・支払い

- (1) 受注者は、業務委託料の月ごとの内訳書を契約締結時に提出するものと

する。

(2) 受注者は、毎月の業務完了報告書を翌月の10日までに発注者に提出するものとする。

(3) 発注者は、受注者から請求があった日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(4) 最初の支払については、9月又は10月とする。